明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕
○文部科学省関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る告示の特例に関する措置を定める件の一部を改正する件（内閣府・文部科学一）　一
○保険業法第二百七十三条第一項第一号の規定による同法第百八十五条第一項の免許の失効に関する件（金融庁一）　二
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（法務一）　二
○日本国に帰化を許可する件（同二）　二
○武器貿易条約のベナン共和国及び大韓民国による批准に関する件（外務一）　三
○外交及び公用旅券所持者に対する査証の相互免除措置に関する日本国政府とカザフスタン共和国政府との間の口上書の交換に関する件（同二）　三
○外交及び公用旅券所持者に対する査証の相互免除措置に関する日本国政府とサモア独立国政府との間の口上書の交換に関する件（同三）　三
○三重県尾鷲港は開港でなくなった件（財務一）　四
○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域の一部を改正する件（厚生労働一）　四
○保安林の指定施業要件を変更する件（農林水産一～六）　四
○平成二十九年産のスイートコーンに適用する単位当たり共済金額の範囲等を定める件（同七）　六
○平成二十九年産のかぼちゃに適用する単位当たり共済金額の範囲等を定める件（同八）　六
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づく型式承認等をした件（国土交通一、二）　七
○徳島飛行場の施設についての告示の一部を変更する件（防衛一）　八
○海上における射撃試験を実施する件（防衛装備庁一）　八
○生活保護法第五十五条の三に基づく指定医療機関に関する告示（関東信越厚生局一～四）　九
○道路に関する件（関東地方整備局一、二）　九
〔国会事項〕
裁判所　九
〔人事異動〕
会計検査院　九
〔公告〕
諸事項
官庁　九
財団関係　三一

告示

○内閣府・文部科学省告示第一号

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第二十六条の規定に基づき、文部科学省関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る告示の特例に関する措置を定める件の一部を改正する件を次のように定める。

平成二十九年一月四日

内閣総理大臣　安倍　晋三
文部科学大臣　松野　博一

文部科学省関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る告示の特例に関する措置を定める件の一部を改正する件

文部科学省関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る告示の特例に関する措置を定める件（平成二十七年内閣府・文部科学省告示第一号）の一部を次のように改正する。

本則中「をいう」の下に「。次項において同じ」を加え、本則を本則第一項とし、本則に次の一項を加える。

2　法第七条の国家戦略特別区域会議が、法第八条第二項第二号に規定する特定事業として、平成三十年度に開設する獣医師の養成に係る大学の設置（法第二条第一項に規定する国家戦略特別区域における獣医師の養成に係る大学の設置をいい、「国家戦略特区における追加の規制改革事項について」（平成二十八年十一月九日国家戦略特別区域諮問会議決定）に従い、一校に限り学校教育法第四条第一項の認可を申請されるものに限る。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該大学の設置に係る同項の認可の申請の審査に関しては、大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準第一条第四号の規定は、適用しない。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。